

職場における腰痛の発生状況

平成26年8月

1 業種別腰痛発生件数

平成25年の休業4日以上腰痛165件のうち、保健衛生業は63件で全体の38%を占め、社会福祉施設は47件とその75%を占める。

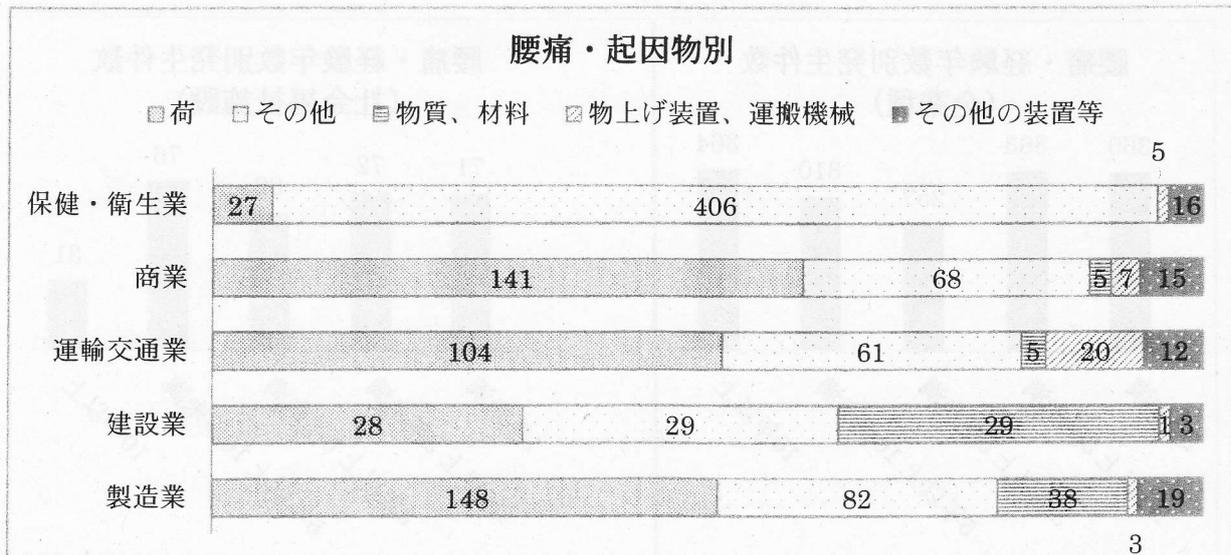
平成25年の腰痛発生件数を10年前の平成15年と比較すると、下記のとおり、全体では6.5%の増加であるが、保健衛生業では110%と倍増している。

業種別	平成15年	平成25年	構成比	増減率
製造業	32	20	12.1%	-37.5%
建設業	14	4	2.4%	-71.5%
運輸交通業	33	19	11.5%	-42.4%
商業	22	23	13.9%	+4.5%
保健・衛生業	30	63	38.1%	+110%
うち社会福祉施設	19	47	28.5%	+147%
その他	24	36	21.8%	+50%
総計	155	165		+6.5%

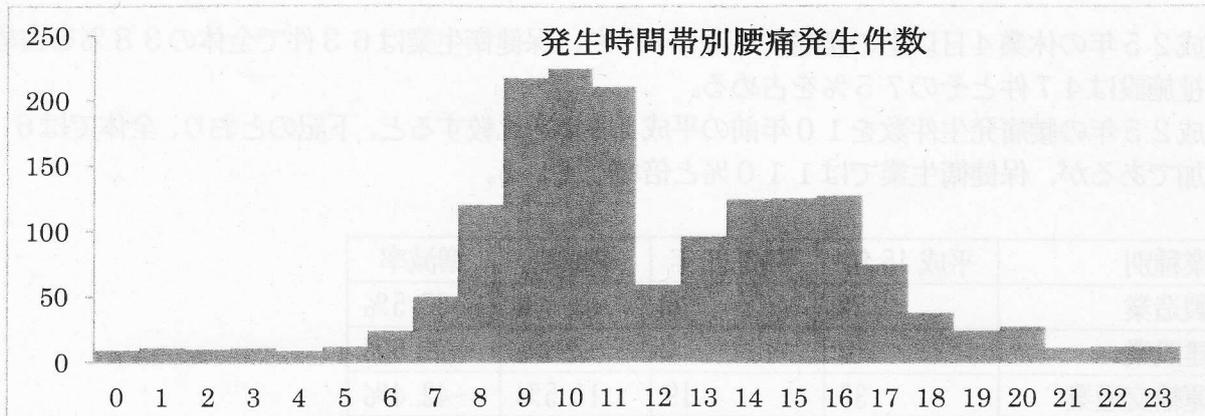
2 以下は、平成16年から平成25年の10年間に京都労働局管内で発生が報告された死傷病報告から休業4日以上腰痛1654件を集計したものを分析した。

- (1) 10年間の集計では、保健衛生業、製造業、商業、運輸交通業、建設業の順番で発生が多く、中でも、保健衛生業が全体の28%を占めている。
- (2) 腰痛の発生原因を事故の型別で見ると、全体の98%が「動作の反動、無理な動作」であり、残り2%が、「墜落・転落」「転倒」「交通事故」等となっている。

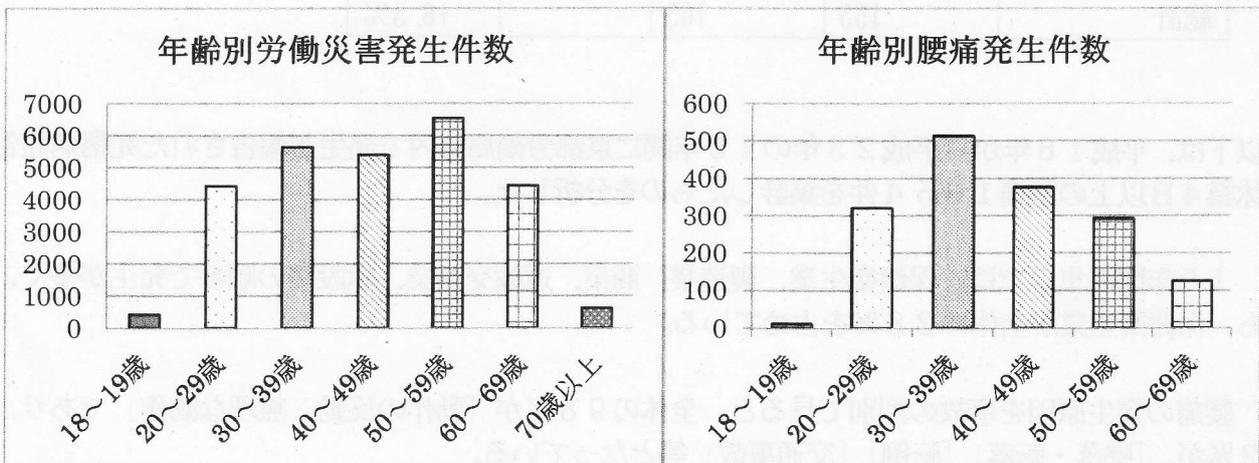
起因物で見ると、製造業、運輸交通業、商業では「荷」の運搬作業における発生が多数を占めるが、保健・衛生業では「その他」が全体の89%を占めており、「その他」の多くは、介護・看護の対象となる「人」である。



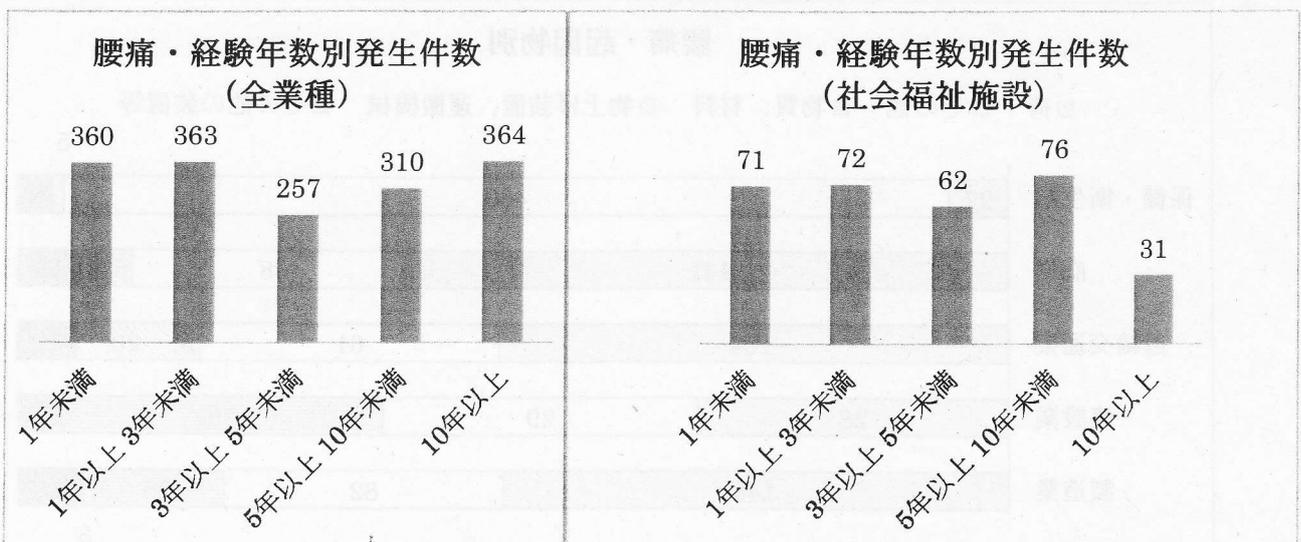
- (3) 腰痛の発生時間帯では、午前9時から午前12時までの3時間で全体の39%を占め、午前10時台の1時間にピークがある。また、業種別で有意な差はなく、どの業種においても午前中の発生の比率が高い。



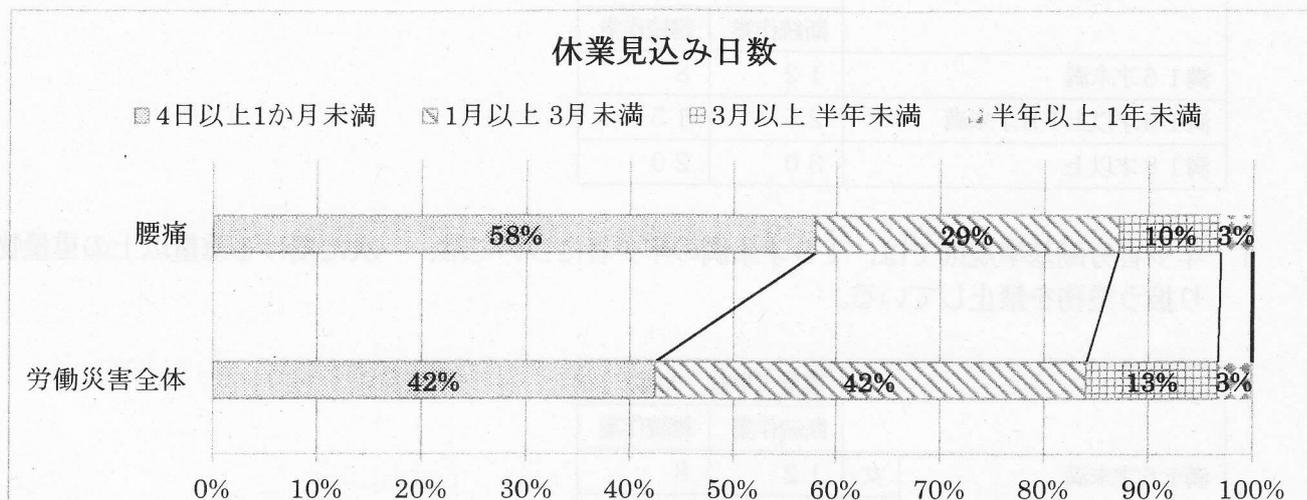
- (4) 被災労働者を年齢別に見ると、全ての労働災害では年代による大きな差は見られないが、腰痛については30歳代で多発していることがわかる。



- (5) また、経験年数で比較すると、1年未満での発生件数が一番高くなっており、腰痛を発症する年齢が比較的若いことを踏まえ、安全教育の不足が一因であることが推察される。



(6) 休業見込み日数は、1か月未満が58%と、骨折等の他の災害と比べると比較的短いですが、社会福祉施設では腰痛をきっかけに仕事の自信を失い職場を退職する等の事例の報告もあり、若年労働者が職場に定着しない一因ともなっている。



3 平成25年に社会福祉施設で発生した休業4日以上腰痛47件について、記載された発生状況から内容を確認したところ、全体の85%は一人作業によるものであり、被対象者を介助中に発生した事案が83%をしめていた。

介助作業	ベッド ⇔ 車椅子等の移乗介助	12
	便器 ⇔ 車椅子等への移乗介助	8
	ベッド上での上下・水平移動	6
	その他（立ち上がりの介助、転倒防止等）	13
介助作業以外		8

● 災害事例

① 40歳代・女性・介護職・休業見込み3か月

居室内のトイレで排泄後の利用者を車椅子への移乗のために介助中、利用者を入れて抱きかかえたところ、腰部等に強い痛みが走った。

② 50歳代・女性・介護職・休業見込み2か月

居室内でのベッド上での上下移動のため利用者の身体を抱きかかえたところ、腰部に強い痛みで動けなくなった。

● 対策

ア 介助にあたり、個々の介助作業（移乗、入浴、トイレ、おむつ交換、食事、移動等）毎に利用者の状態、福祉具の有無、介助作業の環境（広さ、配置）等に応じた作業標準を策定する。

イ 利用者が維持している機能を確認し、利用者には可能な範囲で介助の協力をお願いする。

ウ 利用者の抱きかかえ等に伴う腰部負担の低減のため、利用者の残存機能に応じ、スタンディングマシン、スライディングマシン、スライディングシート、リフト等福祉用具を利用する。

4 腰痛の予防対策

(1) 法令の基準

ア 女性労働基準規則では、女性には次に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務を禁止している。

	重量 (単位 k g)	
	断続作業	継続作業
満16才未満	12	8
満16才以上18才未満	25	15
満18才以上	30	20

イ 年少者労働基準規則では、18才未満の年少者については、次に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務を禁止している。

		重量 (単位 k g)	
		断続作業	継続作業
満16才未満	女	12	8
	男	15	10
満16才以上18才未満	女	25	15
	男	30	20

「重量物」とは荷物を意味しており、人体は含まれない。また、「重量物を取り扱う」とは持ち上げることであり、押すことや引くことは含まない。

(2) 「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日 基発0618台号)では、腰痛を発生する作業を、①重量物取扱い作業②立ち作業③座り作業④福祉・医療分野等における介護・看護作業⑤車両運転等の作業に分類して、具体的な作業方法等についての指針を定めている。

特に、腰痛の増加の著しい、福祉・医療分野等における介護・看護作業については、リスクアセスメントの実施によるリスクの回避・低減措置の検討及び実施を示しており、①対象者(介護・看護等の対象なる人)の残存機能の活用②福祉用具(機器・道具)の利用③作業姿勢・動作の見直し④作業の実施体制⑤作業標準の策定⑥休憩、作業の組み合わせ⑦作業環境の整備⑧健康管理⑨労働衛生教育等について、具体的に定めていることから、これら指針の遵守が重要である。

別添 リーフレット「職場での腰痛を予防しましょう！」